

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めるごとで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

企業間の連携を視野に、新製品開発時の開発段階からの共同開発を積極的にすすめ Win-Win となる状況を作り出します。その際には、共同での特許出願などをサポートいたします。

IT 実装支援については、お取引先様の利便性を考え、適切な形での取引の電子化を進めます。

お取引先様の専門性を考慮し、信頼関係を持ち、技術のマッチングも契約にあたって考慮しています。

グリーン化の取組として、バイオプラスチック素材・脱炭素の製品への提案などを受け入れております。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金または電子記録債務で支払します。手形での支払いは、現在行っておらず、全ての下請代金は、電子記録債務での支払に切り替わっております。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社では、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権を標準の支払条件として、全面的な整理に取組みました。また、国内グループ会社も含め、本社の専門部署によるモニタリングと指導によりコンプライアンス遵守を進めております。さらに、下請企業様専用のヘルplineも準備しており、ご要望に対処するようしております。当社は、「調達方針」及び「サステナブル調達ガイドライン」を当社ホームページに掲載し、公平・公正かつ誠実に業務遂行致します。

令和4年9月2日

横河ソリューションサービス株式会社 代表取締役社長 八橋 弘昌